

コラム・上山信一の「続・自治体改革の突破口」

## 第116回 なぜ、日本の改革に「インフラファンド」が必要なのか

最近わが国でも「インフラファンド」が話題になりだした。従来、公債で調達してきた公的インフラへの投資資金を、年金基金などからなるファンドで賄おうというものだ。PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）やPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）を具体化する道具のひとつである。

インフラファンドは、もともと豪州など海外で発達してきた。わが国では高度成長期に作られた道路や鉄橋、建物、浄水場、空港、鉄道などが更新期に入る。一方で財政危機である。普及して当然とみる向きが多い。しかし、現実にはなかなか普及しない。なぜだろう。

### ●インフラファンドの必然性

インフラファンドによる投資額は1990年代後半では毎年数十億ドルにとどまっていたが、2008年には300億ドルにも達した。伸長の最大の理由は財政危機である。各国とも税収低迷の一方で社会保障費が増大し続ける。公債残高も膨れ上がる一方だ。そこでインフラの投資や更新に民間資金ファンドを活用しようとなった。

第2の理由は民間側の金余りである。先進国では高度成長期に中高年層が蓄えた資金が安全な運用先を求めている。株価や為替は怖い。国債では高い利息が得られない。一方、空港や有料道路、水道、公営交通、病院などのインフラ事業は、利回りは低い安定収益が長期間見込める。

第3にインフラ事業の多くは、地域で政府や公社が独占する“殿様商売”で経営改善の余地が大きい。ファンドの資金が入ることで経営改革が促される。収益が改善されれば投資側としても利回り向上が期待できる。

### ●なぜ日本でなかなか普及しないのか？

だが、わが国ではインフラファンドはなかなか本格化しない。障害は大きく4つある。

#### (1) 地方債との競合

最大の障害は、低利で際限なく調達可能な地方債との競争である。インフラ事業は投資規模が大きく資金回収に時間がかかる。そのため国や自治体が事業主体となることが多い。その場合、わが国の今の制度では、政府の暗黙の信用保証を背景に超低利で資金調達ができる。だから新たな資金調達方法への関心が高まらない。

## (2) 改革インセンティブの不足

自治体のインフラ事業は、会計上は「公営企業」とされる。だがこれは役所の中の一部門の類型区分でしかなく、経営責任を負う独立事業体ではない。事業管理者の役割や権限も、普通の部長や局長と変わらない。過剰コストが発生しても、そのつけは納税者と利用者に容易に回せる。前者は地方債の利回りの上昇に、後者は料金値上げの形で表れる。厳しくチェックされないので経営改善がなかなか進まない。

## (3) 首長の能力の限界と議会の機能不全

首長は公営企業の経営者だが、あまりに多忙で経営内容をチェックする暇がない。監視役の議員の多くも、経営については素人である。現場任せの現状維持経営に陥りやすい。

## (4) 経営情報の不備

公営企業は経営改善に必要な情報をあまり開示しない。コストや設備稼働率といった基礎データすら不十分だ。きちんとした損益計算書や貸借対照表もない場合がある。お金が足りなくなったら節約運動と料金値上げを繰り返しがちである。

## ●ガバナンス改革が先決

これらの障害はいずれも日本政府や自治体側の“特異体質”に由来する。その特徴は第1に整理解雇を一切許さない労使慣行である。第2には野放図な地方債の発行、つまり財政規律のなさだ。第3には「お役所ならとにかく安心」という国民の役所依存体質である。いずれも根深い“日本病”の構成要素である。これらを除去しない限り「インフラファンド」は威力を発揮しない。

わが国の行政改革は、道具の導入から始まる傾向がある。「行政評価」「PFI」「市場化テスト」「指定管理者制度」「コンセッション」など枚挙にいとまがない。いずれも欧米生まれの“新薬”だ。しかし多くが一時的なブームに終わってきた。

インフラファンドも“新薬”のひとつであり、へたをすると不発もしくは立ち枯れとなる。だがうまく普及させることができれば旧弊打破の突破口となる。

インフラ、特に地域の水道や鉄道などは身近な事業である。一般投資家の資金を集めやすい。特に東京、大阪、名古屋などが有望だ。これらの自治体が率先して公営事業を別法人化させるべきだ。そして資金調達を地方債から地元民間資金からなるインフラファンドに替える。自治体の借金の増大を防げるし、中高年富裕層の資金を地域再生向けに循環させることができる。インフラファンドの普及は行政改革だけでなく、広く地域再生や社会全体の改革を先導する可能性がある。